

## 第1章 計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化・重複化する中で、障がい福祉に対するニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりは、全国的に求められています。

国は、「国際障害者年」の翌年、昭和57年3月に国内初の長期計画（障害者対策に関する長期計画）、さらに、昭和62年6月に「障害者対策に関する長期計画の後期重点施策」を策定し、障がい者施策の方向と目標を示しました。その後、平成14年には、「障害者基本法（心身障害者対策基本法）」に基づく「障害者基本計画（第2次）」が策定され、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けた、障がい者施策の総合的、効果的な推進に努めてきました。

愛南町では、平成18年度に第1次障がい者計画（H18～H26）、平成27年に第2次障がい者計画（H27～R2）を策定し、障がい者の自立と社会参加の促進を図りながら施策の展開を行ってきました。

今回、令和2年度をもって計画期間が終了する現行計画の進捗状況及び数値目標を検証し、国の基本指針や近年の障がい福祉施策の動向、令和2年度に実施したアンケート調査結果などを踏まえ、愛南町における障がい者施策の基本計画として「第3次愛南町障がい者計画」を策定します。

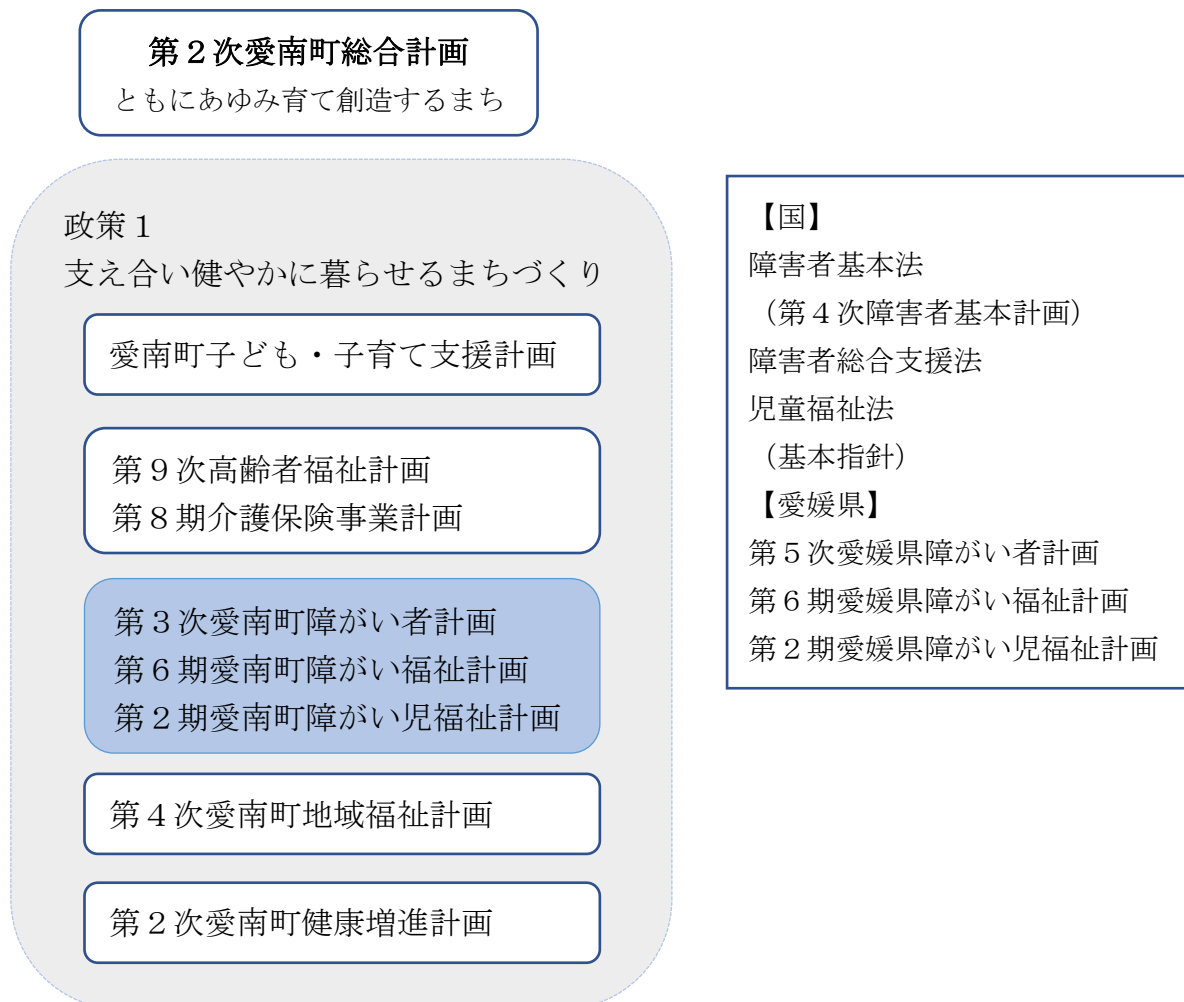
また、「第5期愛南町障がい福祉計画」及び「第1期愛南町障がい児福祉計画」も令和2年度をもって現行の計画期間が終了することから本計画と併せて一体的に策定します。

### 2 計画の法的根拠と位置づけ

障がい者計画は、愛南町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、町民、関係機関や団体、事業者、行政が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と位置付けています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等における成果目標を設定し、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定にあたっては、「第5次愛媛県障がい者計画」及び県関係計画、「第2次愛南町総合計画」さらに「第4次愛南町地域福祉計画」、「第2次愛南町健康増進計画」、「第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」、「愛南町子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図りました。



### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100%; background-color: #e6e6e6;">                     第3次愛南町障がい者計画                 </div>					
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100%; background-color: #e6e6e6;">                     第6期愛南町障がい福祉計画 第2期愛南町障がい児福祉計画                 </div>			<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100%; background-color: #e6e6e6;">                     第7期愛南町障がい福祉計画 第3期愛南町障がい児福祉計画                 </div>		

## 4 計画策定への住民参加

### (1) 愛南町福祉関係計画策定懇話会

町民参加の推進を図る観点から公募委員（3名）、学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町福祉関係計画策定懇話会」を設置し、計画内容の検討・審議を行っています。

### (2) アンケート調査

障がいのある方の現状や意向などを把握するため、アンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

（令和2年度実施）

調査対象	65歳未満の障がい者・児（※）
調査期間	令和2年6月19日～令和2年7月3日
調査票配布数	700件
有効回収件数	412件
有効回収率	58.8%

（※）身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障害児通所支援事業利用者、難病患者

### (3) 愛南町地域自立支援協議会

学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町地域自立支援協議会」において計画策定に関する意見聴取を行っています。この協議会では、障がい福祉全般について様々な協議を行っており、より広い視野での意見を聞くことができます。

### (4) パブリックコメント

町ホームページに計画案を公表し、計画に関する町民の意見聴取を行います。